

留学参加申込規約

お申込の際に必ずお読みください

1	サービス提供範囲	このプログラムにおいて、日中文化学院(以下当社)は、申込者の希望する教育機関に対する入学申請手続き代行及び出発にあたっての情報提供等を行うものであり、過程修了や学位・資格取得等を保証するものではありません。また留学先の研修内容や宿泊施設等については各教育機関が独自に運営し提供するものであり、当社がその内容を保証するものではありません。当社のサービス範囲は以下のとおりです。 ①入学申請手続きの代行 ②留学希望先の資料の取り寄せ ③留学希望校への書類の送付 ④入学申請費の送金 ⑤パスポート、ビザ等申請方法のご案内 ⑥お申込書類の翻訳		
2	お申し込み条件	①留学生として中国の法律・法令を遵守し、大学の定める学則・制度を遵守できる 18 歳以上の心身共に健康な方。教育機関の受入条件を満たし、ならびに当社留学プログラムの趣旨を十分に理解している方。 ②20 歳未満の方は留学同意書に保護者の署名が必要です。 ③お申込み時に健康を害している方はその旨を前もってお申し出ください。留学生活に支障をきたすと当社が判断した場合には、お申込みをお断りさせていただくことがございます。		
3	お申込み	当社が承諾した申込者が留学申込書を提出し、当社が申込者の留学手続代行料のお支払いを確認した時点で、お申込み完了とします。(※お申込みをいただいてから、留学希望校に確認を取った上で留学申込みを承諾するものとします。) お支払方法は当社で直接お支払いになるか、当社の指定する銀行口座へ振込んでください。銀行振り込みの場合、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。尚手続きの都合上、お申込みはできるだけお早めにお願いたします。 ※以下に該当する場合はお申込みをお断りさせていただく場合があります。 ①留学希望先の申込み期限までに必要な手続きができない場合。 ②申込者が中国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがあると当社が判断した場合。 ③親族が申込者の留学に強く反対している場合、未成年者の参加の同意が得られない場合。 ④希望する学校がすでに定員に達していて大学側に入学手続きを拒否された場合。 ⑤留学申込書の記載事項等に虚偽があった場合。		
4	費用	お申し込み時の留学代行サポート料	留学代行料 1 校につき 33,000 円 国際送金料 1 校につき 5,000 円	※同時に複数の学校に転学 ※2 回目以降も弊社代行 上記の場合割引 5000 円
		a 費用に含まれるもの	入学申請手続き、資料取り寄せ、翻訳、書類の送付等手続き上必要な通信費	
		b 費用に含まれないもの	入学申請費、授業料、教材費、往復渡航費、パスポート・ビザ申請費、海外旅行傷害保険加入費、現地交通費、生活費、健康診断費、その他個人的費用 ※授業料・寮費等は、現地到着後各教育機関の指示に従い、直接受入教育機関にお支払い下さい。また留学先によっては、出願・登録費用などとして事前に日本からの送金が必要な場合がありますが、その場合は当社の指示に従い、送金費用と手数料を別途お支払いいただきます。	
		c その他の費用	下記の費用は上記の費用に含まれず、申込者の希望や必要に応じて別途請求いたします。 ①翻訳料: 申込者の依頼による日中・中日翻訳。料金は当社の規定に従います。 ②国際連絡費: 申込者の依頼による問い合わせの場合、通信費として 1 件 1 回につき 3,000 円(電話・ファックス共通)を申し受けます。	
4	お申し込み後の変更・キャンセル	申込者の都合により手続条件を変更する場合、別途変更手数料として手続代行料の 50%が必要です。申込者の都合によらない手続変更(受入大学による入学不許可等)の場合は手数料なしにて変更に応じます。申込者の都合によるキャンセル手数料は次のようになります。		
		入学許可が下りる前	手続代行料の 50%	
		入学許可が下りてから	手続代行料の 100%	
		申込者の都合によらない取り消しの場合(受入大学による入学不許可等)	手続代行料の 50%	
5	免責事項	下記のような当社の責任によらない事由により、申込者が留学できなかった場合、または寮に入れなかった場合には当社は責任を負いません。 ①希望する教育機関が定員に達して入学できなかった場合。 ②希望する寮の部屋が定員に達して入れなかった場合。 ③大学側の事情により予約していた寮に入れなかった場合。 ④通信または学校側の事情により入学許可書類が期日までに届かず出発できなかった場合。 ⑤申込者がパスポートあるいはビザの発行を拒否された場合、または中国政府により入国許可が下りなかった場合。 ⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。 ⑦天災地変、戦乱、伝染病等、直接・間接を問わず、その他不可抗力の事由で授業の実施が不可能となった場合。 ⑧留学費用ご案内後、為替相場の変動やその他の事情により費用の変動が生じた場合。 ⑨居留証取得や入学手続き等、受入教育機関が管理する手続きに起因して何らかのトラブルが発生した場合。 当社のサービス範囲は入学前の手続きに限られます。留学中の授業・寮・現地手続き等に関するトラブルは受入先教育機関と申込者の間で解決してください。 ⑩渡航後は申込者個人の責任において行動してください。留学先の法令・規則等に違反したときの責任・損害等は申込者本人の負担となり、当社はその責任を負いません。それに伴う帰国運賃等の費用は、すべて本人負担となります。これにより当社が損害を受けた場合は、申込者に損害賠償を請求致します。また特定のスポーツを行う等として保険の特約が必要な場合は、本人の責任において加入してください。 ⑪当社では学校から送付された最新の資料に基づいて情報提供をしておりますが、学校の事情による変更については責任を負いません。		
6	解約	申込者に以下の事由が生じた場合、当社は催告の上この約款に基づく契約を解除できるものとします。 ①所定の期日までに、必要書類が送付されない時。 ②所定の期日までに、費用の支払いがなされない時。 ③申込者が行方不明、或いは1ヶ月以上にわたり連絡不能の時。 ④申込者が当社に対し虚偽の申し立てをした事が判明した時。 ⑤その他当社がやむをえない事由があると認めた時。 上記に基づき、当社がこの約款に基づく契約を解除した場合、既に支払済みの費用は一切返金致しません。また解約により発生した学校に対する取消料の費用及び損失は申込者の負担とし、別途請求致します。		
7	当社の責任	当社では当社の責任によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた際、その責任を負いません。 当社の責任の範囲は(1.当社のサービス提供範囲)に記載した行為に限定されます。 当社の過失により、お客様に損害を与えたときは、その被害額を賠償致します。但し、損害発生の日から起算して 2 年以内に、当社に対して通知があった場合に限りです。		
8	注意事項	①大学到着後は速やかに親族にご連絡願います。(また留学期間を延長される場合も同様にお願します。) ②やむを得ぬ理由により帰国する必要がある場合は、必ず現地の担当者に連絡してください。 ③中国で取得したビザ(Xビザ、Fビザ、Lビザ)では就労(アルバイト等)はできません。 ④自身の貴重品等は責任を持って管理していただきますようお願いいたします。 ⑤都市または大学によっては空港出迎えができないところもあります。空港出迎えをご希望の方は予めお問合せください。 ⑥それぞれの教育機関及び宿舍の規則は必ず守ってください。 ⑦現地のトラブルが発生した場合は、速やかに学校側の責任者に申し出てください。		
9	渡航手続き	渡航に必要な健康診断、パスポート・ビザの取得、航空券手配、海外旅行障害保険加入等の手続きは申込者の責任と負担で行ってください。 大学側の事情により入学許可書などのビザ取得のための関連書類が期日までに届かず、その結果予め予約した航空チケットに変更料が発生した場合、その費用参加者本人の負担となります。当社の手続き状況をご確認の上、手続きをすすめてください。		
10	変更	この参加条件は予告なく変更になることがございます。		
11	事業主の名称 住所 電話番号	株式会社 日中文化学院 京都市下京区高倉通四条下る高材木町 218 レックス TUBAKIビル 4F TEL 075-361-4800		
12	振込先銀行	東京三菱銀行 西院支店 普通預金 口座番号 0823531 名義 株式会社 日中文化学院		

